

江戸川区障害者自立支援に係る利用者負担額の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、障害者又は障害児の保護者に対し、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の規定による障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を受けた場合に支払うべき費用（以下「利用者負担額」という。）を助成することにより、福祉サービスの利用を促進し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第二条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者又は次項に該当する者とする。

- 一 本区の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者であること。
- 二 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）第十七条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であること。
- 三 本区の支給決定に係る障害者又は障害児が施設入所支援又は法附則第二十条に規定する旧法施設支援を受けていないこと。

2 前項第一号及び第三号並びに政令第十七条第一項第一号のいずれの規定にも該当する者であつて、福祉サービスのあつた月の属する年度（福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による区市町村民税の所得割額が四万円未満の者。

(助成の範囲)

第三条 助成対象者に助成する額（以下「助成額」という。）は、助成対象者が法に定める指定障害福祉サービス事業者及び基準該当事業所（以下「事業者」という。）に支払う次の各号に掲げるものに係る利用者負担額（高額障害福祉サービス費及び社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額等減免事業による負担額の軽減があるときは、その額を控除して得た額とする。）の、前条第一項に該当する者にあつては全額、前条第二項に該当する者にあつては二分の一に相当する額とする。

一 介護給付費

二 訓練等給付費

三 特例介護給付費

四 特例訓練等給付費

(助成の方法)

第四条 助成は、助成額を助成対象者に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要があると認めるときは、当該助成額を事業者に支払うことにより助成を行うことができるものとする。

3 前項の規定により助成を行ったときは、助成対象者に対し、助成額の支払いがあつたものとみなす。

4 助成は、月を単位として行うものとする。

(受給者証)

第五条 助成を受けようとする者は、区長に申請して助成対象者であることを証する書類の交付を受けなければならない。

(助成費の返還)

第六条 偽りその他不正の行為によって助成を受けた者に対し、区長は、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第七条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第八条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十八年十二月一日から施行し、同日以後に利用する福祉サービスについて適用する。

(説明)

障害者又は障害児の保護者に対して、障害者自立支援法の規定による障害福祉サービスを受けた場合に支払うべき費用を本区が助成することにより、福祉サービスの利用を促進し、障害者及び障害児の福祉の増進を図る必要があるため、本案を提出します。